**日程第２　議案第３号**

「熊谷市史編さん大綱」の改定に係る熊谷市史編さん委員会への諮問について

このことについて、別添のとおり熊谷市史編さん委員会へ諮問する。

熊教社第　　号
令和８年　月　　日

熊谷市史編さん委員会委員長　様

熊谷市教育委員会
教育長　渋　谷　　昌　美

熊谷市史編さんについて（諮問）

熊谷市史編さん事業の適正な推進を図るため、熊谷市史編さん委員会条例（平成１９年条例第２４号）第２条の規定に基づき、下記の事項について、別添資料を添えて諮問します。

記

「熊谷市史編さん大綱」の改定について

# 「熊谷市史編さん大綱」の一部改定について

下記により、「熊谷市史編さん大綱」を一部改定することについて、貴委員会の意見を求めます。

記

## １　これまでの経緯及び課題

熊谷市教育委員会では、平成１９年度に熊谷市史編さん大綱（以下「大綱」という。）を制定し、これに基づき市史編さん事業を遂行してきた。そして、これまでに、事業を進めていく上での課題を解消するため、５回の改定を行ってきた。

このうち、全体にかかる大きな改定は、平成２７年度に行われた１度のみである。それ以外は、対象となる刊行物にかかることについての限定的な改定である。

市史編さん事業は、平成２７年度以来、事業を進める中で、現在の大綱では未定な事項や対処できない課題が複数生じている。

よって、大綱に定めた刊行計画及び年次計画並びに全体計画の延長に係る大綱の一部改定を行う。

(1) 平成１９年度　　大綱の制定
(2) 平成２７年度　　大綱、年次計画、刊行計画の改定　全体計画６年間の延長
(3) 平成３０年度　　『調査報告書　中世の石造物』刊行年度の変更
　　『調査報告書　直実・実盛伝説』刊行の追加
(4) 令和２年度　　『資料編３～５』刊行年度の変更
(5) 令和４年度　　『調査報告書　仏像・仏画２』刊行年度の追加
　　『調査報告書　荻野吟子』刊行の追加及び刊行年度の決定
(6) 令和５年度　　「自然編１　地形・地質」の名称変更（「自然編１　地形・地質・気候」及び刊行年度の変更

## ２　大綱改定の基本的な考え方

(1)　これまでの大綱の基本的な考え方は堅持する。

(2)　これまでの市史編さん過程で調査された歴史資料が膨大に保管されており、これを市民に広く公開し、また活用してもらうため、大綱の基本方針に適切な施設の整備を明記する。

(3) 次に掲げる理由により、市史編さん期間を５年延長し、終了年度を確定する。

ア　これまで刊行計画にありながら、刊行年次が未定であった４巻の刊行年次を明確に記す。

イ　大綱制定時の予想を大きく超える質及び量の歴史資料が確認された分野について、調査及び研究に必要な時間をかけるため、刊行年次を繰り下げる。

ウ　上記ア及びイに鑑み、ア及びイを除く巻の刊行年次を調整し、確定する。

(4)　刊行計画にある書籍の一部について、これまでの市史編さんの成果を活かせるよう、書籍名及びその内容を見直す。

３　改定の主な内容

(1)　大綱本文

ア　３　市史編さんの基本方針の(7)に、適切な施設の整備を明記する。

※　市史編さんの過程において収集した膨大な歴史資料について、将来に残し、市民に広く公開し、活用してもらうため、適切な施設の整備を明記する。

※　「第２次熊谷市総合振興計画 後期基本計画」、政策７・施策４・単位施策２　「文化財の保護・継承を図る」の主な取組として「公文書館設置検討の推進」が明記されている。

イ　４　市史編さんの基本計画の(4)　発刊期間に記載の期間について、令和１４年度までを、令和１９年度までに変更する。

(2)　熊谷市史編さん　刊行計画

ア　調査報告書（カラー版）の２「指定文化財」を「熊谷の歴史資料」に変更する。

※　市史編さん過程で明らかになった市内外の未指定の歴史資料についても対象とする。

イ　その他の「熊谷市歴史年表」を「熊谷歴史辞典」に変更し、調査報告書（カラー版）として位置付ける。

※　年表だけでなく、人物や地名等を解説する歴史辞典もつけることで、熊谷の歴史を学ぶ人等に対し、より市史の成果を還元できるようにする。

(3)　熊谷市史編さん　年次計画

ア　刊行年次が未定であった次の４巻の刊行年次を明記する。

(ｱ)『熊谷市史 調査報告書 仏像・仏画３』　令和９年度
(ｲ)『熊谷市史 調査報告書 直実・実盛伝説』　令和１２年度
(ｳ)『熊谷市史 調査報告書 熊谷の歴史資料』　令和１４年度
(ｴ)『熊谷市史 調査報告書 熊谷歴史辞典』　令和１９年度

イ　編さん期間を長く取る必要がある次の書籍について、刊行年次を１年繰り下げる。

(ｱ)『熊谷市史 資料編４ 近世２ 熊谷地域編・村方』
令和９年度→令和１０年度

(ｲ)『熊谷市史 資料編６ 近代・現代１ 熊谷地域編上』
令和１０年度→令和１１年度

※　市内古文書等の調査から、近世から近代までにかかる歴史資料の量が周辺他市町村と比べても非常に膨大であることが判明している。よって、これらの資料の調査及び研究等に時間を要するため、編さん期間を長く取る必要がある。

ウ　上記ア及びイに鑑み、ア及びイを除く書籍について、刊行年次を調整して、繰り下げる。

(ｱ)『熊谷市史 別編４ 自然編２ 動物』 令和１２年度→令和１３年度

(ｲ) 『熊谷市史 別編５ 自然編３ 植物』　令和１２年度→令和１３年度
(ｳ) 『熊谷市史 通史編中巻 近世』　令和１２年度→令和１５年度
(ｴ) 『熊谷市史 通史編下巻 近代・現代』　令和１３年度→令和１６年度
(ｵ) 『熊谷市史 別編６ 地誌』　令和１３年度→令和１７年度
(ｶ) 『熊谷市史 普及版』　令和１４年度→令和１８年度

# 熊 谷 市 史 編 さ ん 大 綱（改定案）

平成１９年１０月　１　日制定
平成２７年　４　月　１　日改定
平成３０年　５　月　１　日改定
令和　２　年　１　月１２日改定
令和　４　年　５　月　１　日改定
令和　５　年　７　月　４　日改定
令和　　年　　月　　日改定

## １　市史編さんの経緯と趣旨

### ⑴　経　緯

本市においては、旧熊谷市として、昭和３８年に「熊谷市史 前篇」、同３９年に「熊谷市史 後篇」、さらに、同５９年に「熊谷市史 通史編」が刊行され、また、旧妻沼町として、同５２年に「妻沼町史」が刊行された。しかし、それぞれ、当時の情勢に応じて刊行された意味合いがあるものの、いまだ各分野にわたる、資料編、別編、調査報告書等は刊行されていない。

このような中、旧熊谷市では、平成１４年度に「熊谷市史編さん準備委員会」が、また、旧妻沼町では、同１６年度に「妻沼町史編さん準備委員会」が発足した。さらに、平成１７年１０月の熊谷市、大里町及び妻沼町の合併により、その平成１７年度に「熊谷市史（旧妻沼町編）編さん準備委員会」が設置され、市史の発刊を目指し、審議が重ねられた。

しかし、各準備委員会において一定の成果は上がったものの、平成の大合併のさなかということもあり、市史編さんの本格的な着手は、同１９年２月の江南町との合併後に、新たに熊谷市史編さん委員会を設置し、審議を経てからとされた。

### ⑵　趣　旨

大合併の波が一段落し、新熊谷市の体制が整い、かつ、熊谷市史編さん委員会が発足した今、熊谷地域及び妻沼地域における歴史・文化・民俗・自然等を取り扱う総合的な市史の編さん及び刊行に着手することは時機を得たものであり、同時に市民の願いである。

熊谷市史編さん委員会では、以下のような基本方針及び基本計画の下に熊谷市史を編さんし、刊行することが望ましいと考える。

なお、大里地域及び江南地域については、既に村史及び町史が刊行済みであるため、熊谷市史編さん準備委員会（合併前及び合併後のもの）において検討された成果を踏まえ、主として熊谷地域及び妻沼地域を対象として市史編さんを行うものとする。しかし、通史編、普及版及び歴史年表については新熊谷市を対象とすることが自然であると考えられること、また、指定文化財、仏像及び仏画並びに民俗芸能（映像）については、いまだ書籍が刊行されていないことを考慮し、大里地域及び江南地域を対象に含むものとする。さらに、自然編については、熊谷地域、大里地域及び妻沼地域を対象とする。

## ２　市史編さんの目的

⑴　熊谷市の歴史的・文化的発展の過程を実証するとともに、先人の営みや歴史を集大成し、未来の市民に対する歴史的文化遺産とする。

⑵　市民の郷土に対する関心と愛着を深め、地域的連帯感やふるさと意識、さらに、市民

意識を高揚し、まちづくりに生かす。

⑶　市民文化の向上及び熊谷市の発展に寄与するものとする。

⑷　歴史的・文化的資料の散逸又は消滅を防ぐとともに、新しい資料や史実の発掘及び発見に努め、それらを体系的に整理、記録及び保存し、後世に伝える。

⑸　熊谷市における文化的事業として位置づけ､熊谷市の歴史及び文化を全国に発信する。

## 3　市史編さんの基本方針

⑴　市域や県内のみならず、全国的・世界的視野を持って、歴史全体の流れの中で熊谷市の歴史を捉えること。

⑵　時代ごとに熊谷の特色を明らかにするよう配慮し、市民の立場に立ち、誰もが親しめる市史を編さんすること。

⑶　人権尊重の視点を大切にすること。

⑷　重要な資料を調査収集して、学問的評価が得られる内容を維持し、研究者の便に資するとともに、平易な叙述を心がけ、市民にわかりやすい市史とすること。

⑸　小・中学校の「地域を学ぶ」学習などの総合学習の資料及び高校の「地域学習」の資料として役立てることができる市史であること。

⑹　資料編等については、詳細かつ網羅的であり、専門的な内容を包括する市史であること。

⑺　市史編さんの過程において収集した資料は、市史の刊行後、市民が活用できるよう保存及び管理し、将来に伝え残すための適切な施設を整備すること。

⑻　市史編さんの過程において啓発を図りながら、広く市民の協力を求めること。

⑼　購入しやすい価格とすること。

⑽　調査及び研究が終了したものから、順次刊行すること。

## 4　市史編さんの基本計画

⑴　構　成

市史は、通史編、資料編、別編、普及版及び各種報告書等に分けて編さんするものとする。ただし、資（史）料の収集状況により、それぞれの刊行予定巻数の増減を行うことができるものとする。

詳細は、熊谷市史編さん刊行計画のとおり。

⑵　体　裁

ア　通史編・資料編

型　Ｂ５判
頁数　各巻５００～１，０００頁
活字　明朝体
紙質　書籍用上質紙
装丁　クロス表紙　カバー巻き

イ　別編・普及版・報告書

型　Ａ４判
頁数　各巻３００～１，０００頁
活字　明朝体
紙質　書籍用上質紙
装丁　無線綴じ　並製本

⑶　配布及び頒布

市民、県民等の郷土に関する理解を深めるため、市内の学校、県内の図書館、県立文書館等に配布するほか、行政施策に資するため、市議会や県内市町村等に配布する。

また、関心を有する市民、研究者等の要望に応えるために十分な部数を、有償により頒布する。

なお、具体的な発行部数については、発行の段階で、改めて熊谷市史編さん委員会において協議する。

⑷　発刊期間

平成１９年度から令和１９年度まで

詳細は、熊谷市史編さん年次計画のとおり。

5　市史編さんの組織体制

市史編さん事業を円滑、効率的に推進するため、熊谷市史編さん委員会及び熊谷市史編集委員を置く。

熊谷市史編さん委員会は、市史編さんに関する基本方針及び基本計画を定めるための諮問機関であり、また、熊谷市史編集委員は、市史に関する調査、執筆、編集等の具体的な実務に当たる人員とする。

当該委員会等の構成及び会議の開催については、下記のとおりとする。（ただし、熊谷市史編さん委員会については、熊谷市史編さん委員会条例により規定されている。）

⑴　熊谷市史編さん委員会

ア　構　成

(ｱ) 市議会議員

(ｲ) 文化財保護審議会委員

(ｳ) 知識経験を有する者

(ｴ) 市民団体の代表者

(ｵ) 公募による市民

イ　会議の開催

熊谷市教育委員会の諮問に応じ、委員会の会議を開催する。

⑵　熊谷市史編集委員

ア　構　成

(ｱ) 監修者　　１名

(ｲ) 専門委員　　１２名

(ｳ) 専門調査員　　５０名以内

イ　会議の開催

熊谷市史編さん年次計画に従い、必要に応じ、随時編集委員による会議を開催するものとする。

市史編さん大綱（改定案）（新旧対照表）

1　市史編さん大綱本文

| 新（改定後） | 旧（改定前） |
| --- | --- |
| 平成１９年１０月　１　日制定<br>平成２７年　４　月　１　日改定<br>平成３０年　５　月　１　日改定<br>令和　２　年　１　月１２日改定<br>令和　４　年　５　月　１　日改定<br>令和　５　年　７　月　４　日改定<br>令和　　年　　月　　日改定 | 平成１９年１０月　１　日制定<br>平成２７年　４　月　１　日改定<br>平成３０年　５　月　１　日改定<br>令和　２　年　１　月１２日改定<br>令和　４　年　５　月　１　日改定<br>令和　５　年　７　月　４　日改定 |
| ３　市史編さんの基本方針<br>⑺　市史編さんの過程において収集した資料は、市史の刊行後、市民が活用できるよう保存及び管理し、将来に伝え残すための適切な施設を整備すること。 | ３　市史編さんの基本方針<br>⑺　市史編さんの過程において収集した資料は、市史の刊行後、市民が活用できるよう保存及び管理し、将来に伝え残すための措置を執ること。 |
| ４　市史編さんの基本計画<br>⑷　発刊期間<br>平成１９年度から令和１９年度まで<br>詳細は、熊谷市史編さん年次計画のとおり。 | ４　市史編さんの基本計画<br>⑷　発刊期間<br>平成１９年度から令和１４年度まで<br>詳細は、熊谷市史編さん年次計画のとおり。 |

2　熊谷市史編さん　刊行計画

| 新（改定後） | 旧（改定前） |
| --- | --- |
| 調査報告書（カラー版）<br>２　熊谷の歴史資料<br>（範囲・内容等）<br>市史編さんで明らかになった市内外の熊谷の歴史資料について画像とともに解説<br><br>調査報告書（カラー版）<br>６　熊谷歴史辞典<br>（範囲・内容等）<br>熊谷の歴史を学ぶ上で便利な地名・人名辞典と歴史年表を収録 | 調査報告書（カラー版）<br>２　指定文化財<br>（範囲・内容等）<br>市内の指定文化財について、画像とともに解説<br><br>その他<br>２　熊谷市歴史年表<br>（範囲・内容等）<br>新たな熊谷市としての歴史年表を作成 |

３　熊谷市史編さん　年次計画

| 新（改定後） | 旧（改定前） |
| --- | --- |
| ３　資料編３・４・５　近世<br>熊谷地域編・村方<br>（刊行年度）　令和１０年度 | ３　資料編３・４・５　近世<br>熊谷地域編下<br>（刊行年度）　令和９年度 |
| ４　資料編６・７・８　近代・現代<br>熊谷地域編上<br>（刊行年度）　令和１１年度 | ４　資料編６・７・８　近代・現代<br>熊谷地域編上<br>（刊行年度）　令和１０年度 |
| ５　通史編　上巻・中巻・下巻<br>中巻（近世）<br>（刊行年度）　令和１５年度<br>下巻（近代・現代）<br>（刊行年度）　令和１６年度 | ５　通史編　上巻・中巻・下巻<br>中巻（近世）<br>（刊行年度）　令和１２年度<br>下巻（近代・現代）<br>（刊行年度）　令和１３年度 |
| ９　別編４　自然編２　動物<br>（刊行年度）　令和１３年度 | ９　別編４　自然編２　動物<br>（刊行年度）　令和１２年度 |
| １０　別編５　自然編３　植物<br>（刊行年度）　令和１３年度 | １０　別編５　自然編３　植物<br>（刊行年度）　令和１２年度 |
| １１　別編６　地誌<br>（刊行年度）　令和１７年度 | １１　別編６　地誌<br>（刊行年度）　令和１３年度 |
| １２　普及版<br>（刊行年度）　令和１８年度 | １２　普及版<br>（刊行年度）　令和１４年度 |
| １４　（調査報告書）仏像・仏画３<br>（刊行年度）　令和９年度 | １４　（調査報告書）仏像・仏画 |
| １６　（調査報告書）直実・実盛伝説<br>（刊行年度）　令和１２年度 | |
| １７　（調査報告書）熊谷の歴史資料<br>（刊行年度）　令和１４年度 | |

| | |
|---|---|
| １８　（調査報告書）熊谷歴史辞典<br>（刊行年度）　令和１９年度 | |

【参考】

# 熊 谷 市 史 編 さ ん　刊 行 計 画（改定案）

| No. | 編　　名 | 担当専門部会 | 範 囲 ・ 内 容 等 | 構成巻数 |
|---|---|---|---|---|
| **本　編** | | | | |
| 1 | 資料編１　**考古** | 考古 | 熊谷地域・妻沼地域における旧石器時代から現代までの遺跡・出土遺物を収録 | 1巻 |
| 2 | 資料編２　**古代・中世** | 古代、中世 | 古代から中世にかけての熊谷地域・妻沼地域に関する史料を網羅的に収録 | 1巻 |
| 3 | 資料編３・４・５　**近世** | 近世 | 熊谷地域・妻沼地域における江戸時代の寺社・諸家文書等を収録 | 熊谷地域 2巻<br>妻沼地域 1巻 |
| 4 | 資料編６・７・８　**近代・現代** | 近代・現代 | 熊谷地域・妻沼地域における明治から平成までの行政・諸家文書、新聞等を収録 | 熊谷地域 2巻<br>妻沼地域 1巻 |
| 5 | 通史編　**上巻・中巻・下巻** | 考古、古代、中世、近世、近代・現代 | 先史時代から現代までの熊谷市全域のすがたをまとめる | 3巻 |
| **別　編** | | | | |
| 6 | 別編１　**民俗** | 民俗 | 熊谷地域・妻沼地域の祭りや行事、信仰等について多面的に解説 | 1巻 |
| 7 | 別編２　**妻沼聖天山の建築** | 建築 | 歓喜院聖天堂（国宝）や貴惣門等、妻沼聖天山の建築について解説 | 1巻 |
| 8 | 別編３　**自然編１　地形・地質・気候** | 地形・地質・気候 | 熊谷・大里・妻沼地域を中心に、土地の成り立ちや特質、気候の特性について解説 | 1巻 |
| 9 | 別編４　**自然編２　動物** | 動物 | 熊谷・大里・妻沼地域に生息する動物について、調査成果や図版により解説 | 1巻 |
| 10 | 別編５　**自然編３　植物** | 植物 | 熊谷・大里・妻沼地域における植物と植生について、調査成果や図版により解説 | 1巻 |
| 11 | 別編６　**地誌** | 地誌 ほか | 訪瑕録をはじめとする地誌を参考として、熊谷の新たな地誌をまとめる | 1巻 |
| **普及版** | | | | |
| 12 | **普及版** | 全専門部会 | 多くの写真・図版等を活用し、誰にでもわかりやすい通史を描く | 1巻 |
| **調査報告書（カラー版）** | | | | |
| 1 | **中世の石造物** | 中世 | 全国有数の数を誇る板碑やその他の中世石造物について、画像とともに解説 | 1巻 |
| 2 | **指定文化財<br>→熊谷の歴史資料** | 全専門部会 | 市史編さんで明らかになった市内外の熊谷の歴史資料について画像とともに解説 | 1巻 |
| 3 | **仏像・仏画** | 仏像・仏画 | 市内に所在する仏像や仏画等について、画像とともに解説 | 3巻 |
| 4 | **直実・実盛伝説** | 中世 | 熊谷直実と斎藤実盛に関する中世以降の史料等を収録 | 1巻 |
| 5 | **荻野吟子 ―その歩みと出会い―** | 近代・現代 | 初の公許女性医師・荻野吟子に関する、自身や周囲の人々による史料等を収録 | 1巻 |
| 6 | **（その他）熊谷歴史年表<br>→熊谷歴史辞典** | 全専門部会 | 熊谷の歴史を学ぶ上で便利な地名・人名辞典と歴史年表を収録 | 1巻 |
| **調査報告書（映像版）** | | | | |
| 1 | **民俗芸能** | 民俗 | 市内の無形民俗文化財（まつり等）について、映像により記録 | 未定 |
| **調査報告書** | | | | |
| 1 | **民俗基礎調査報告書** | 民俗 | 衣・食・住や民間信仰等の民俗に関する熊谷地域・妻沼地域における調査結果 | 14巻 |
| 2 | **諸家文書目録** | 近世、近代・現代 | 市史編さん事業により新たに調査を行った文書の目録 | 未定 |
| 3 | **行政文書目録** | 近代・現代 | 明治から昭和までの時代における重要な行政文書の目録 | 未定 |
| 4 | **新聞記事目録** | 近代・現代 | 熊谷に関わる新聞記事の目録 | 未定 |
| 5 | **近世の石造物** | 近世 | 市内に所在する近世期の石造物について解説 | 未定 |
| **その他** | | | | |
| 1 | **熊谷市史研究** | 全専門部会 | 熊谷市史編集委員ほかによる論考等を掲載 | 年度1巻 |
| 2 | **熊谷市史報告書** | 全専門部会 | 本編の補遺、あるいは、本編では取り上げることが難しい事項等についての報告 | 適宜 |

【参考】

■ 改定前刊行年
● 改定後刊行年

# 熊谷市史編さん 年次計画

○ 刊行　　執筆期間　　執筆のための調査（主に編集委員が行う調査）　　基礎調査（事務局が中心となって行う基礎的な調査）　　調査の準備期間（基礎的な資料の収集が十分でないため、執筆のための調査は原則として行わないが、年度あたり数回、専門部会会議を開催し、基礎調査に関する助言等を行う期間）

| No. | 編名＼年度 | H19 準備 | H20 1年目 | H21 2年目 | H22 3年目 | H23 4年目 | H24 5年目 | H25 6年目 | H26 7年目 | H27 8年目 | H28 9年目 | H29 10年目 | H30 11年目 | R元 12年目 | R2 13年目 | R3 14年目 | R4 15年目 | R5 16年目 | R6 17年目 | R7 18年目 | R8 19年目 | R9 20年目 | R10 21年目 | R11 22年目 | R12 23年目 | R13 24年目 | R14 25年目 | R15 26年目 | R16 27年目 | R17 28年目 | R18 29年目 | R19 30年目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 資料編1 考古 | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 資料編2 古代·中世 | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 資料編 3・4・5 近世 | | 地方文書所在確認·目録作成、県立文書館文書調査 | | | | | | | | | | | | ○ 5 妻沼地域編 | | | ○ 3 熊谷地域編 宿場 | | | ■ ● 4 熊谷地域編 村方 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 史料の整理·保存措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 資料編 6・7・8 近代·現代 | | 文書所在確認·目録作成、新聞·雑誌記事調査、県立文書館文書調査 | | | | | | | | | | ○ 8 妻沼地域編 | | | | | | ○ 7 熊谷地域編 下 | | | ■ ● 6 熊谷地域編 上 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 史料の整理·保存措置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 通史編 上巻・中巻・下巻 | | | | | 上巻（原始·古代·中世） | | | | | ○ | | | | | | | | | | | 中巻（近世） | | ■ | | ● | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 下巻（近代・現代） | | ■ | | | | ● | | | |
| 6 | 別編1 民俗 | | 民俗基礎調査 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 別編2 妻沼聖天山の建築 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 別編3 自然編1 地形・地質・気候 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 9 | 別編4 自然編2 動物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ■ | ● | | | | | | |
| 10 | 別編5 自然編3 植物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ■ | ● | | | | | | |
| 11 | 別編6 地誌 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ■ | | | | ● | | |
| 12 | 普及版 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ■ | | | | ● | |
| 13 | (調査報告書) 中世の石造物 | | | | | | | | 石造物悉皆調査 | | | | | | 報告書 ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 2次調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | (調査報告書) 仏像・仏画 | | | | | | | | | | | | | ○ 第1集 | | | | ○ 第2集 | | | ● 第3集 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | (調査報告書) 荻野吟子 その歩みと出会い | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | (調査報告書) 直実・実盛伝説 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| 17 | (調査報告書) 熊谷の歴史資料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | | |
| 18 | (調査報告書) 熊谷歴史辞典 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ● |

**日程第２　議案第４号**

熊谷市公民館条例の一部を改正する条例

熊谷市公民館条例（平成１７年条例第１０３号）の一部を次のように改正する。

別表中「

| | |
|---|---|
| 〃　箱田公民館 | 〃　仲町１９番地 |
| 〃　宮町公民館 | 〃　仲町１９番地 |

」を

「

| | |
|---|---|
| 〃　箱田公民館 | 〃　仲町１９番地 |

」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

提案説明

熊谷市宮町公民館を廃止したいので、この案を提出するものであります。

**日程第２　議案第４号の参考資料**

熊谷市公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市公民館条例（平成１７年条例第１０３号）

（下線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 別表（第３条関係）<br>名称 / 位置<br>〃　箱田公民館 / 〃　仲町１９番地 | 別表（第３条関係）<br>名称 / 位置<br>〃　箱田公民館 / 〃　仲町１９番地<br>〃　宮町公民館 / 〃　仲町１９番地 |